

ガム取り機等を借用するにあたっての注意事項

ガム取り機等を使用する場合、以下の注意事項を遵守いただくようお願いいたします。

1. 第三者に権利を譲渡又は転貸しないでください。
2. 承認を受けた内容以外での使用はしないでください。
3. 使用前に必ず取扱説明書を一読いただき、内容に従って適正に管理及び使用してください。
4. あらかじめ定められた期限までに返却してください。
5. ガム取り機等を返却する際は、破損、汚損等がないか区の点検を受けてください。
6. ガム取り機等を破損、汚損、紛失したときは、直ちにその旨を区に報告してください。その場合、借受者の責任と負担により、補修又は同一製品（同等品を含む。）を購入していただく場合がございます。
7. 本注意事項を遵守しない場合や前借受者がガム取り機等を破損、汚損、紛失し、ガム取り機等の貸出しが不可能となった場合、その他やむを得ない事情が生じた場合は貸出承認を取り消す場合があります。その際、借受者に損害が生じても、区は一切の責任を負いません。
8. ガム取り機等の借受け及び使用により、借受者が被った損害又は第三者に与えた損害に対しては、区は一切の責任を負いません。
9. 借受者は、ガム取り機等の借受け及び使用に関し、区又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければなりません。この場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ、区が損害を賠償したときは、区は借受者に対して求償権を有するものとします。

台東区長 殿

上記内容を確認の上、同意します。

令和 年 月 日 氏名
